

満3歳未満保育認定子どもの利用者負担額基準額表

階層区分			利用者負担額（月額）	
			保育標準時間認定	保育短時間認定
			3歳未満児	3歳未満児
第1階層	生活保護世帯等		0円	0円
第2階層－1	市町村民税非課税世帯	ひとり親世帯等	0円	0円
第2階層－2		ひとり親世帯等以外の世帯	0円	0円
第3階層－1	所得割課税額 48,600円未満	ひとり親世帯等	7,200円	7,100円
第3階層－2		ひとり親世帯等以外の世帯	15,600円	15,400円
第4階層－1	所得割課税額 48,600円以上 77,101円未満		7,200円	7,100円
第4階層－2	所得割課税額 48,600円以上 77,101円未満		24,000円	23,600円
	所得割課税額 77,101円以上 97,000円未満			
第5階層	所得割課税額 97,000円以上 169,000円未満		35,600円	35,100円
第6階層	所得割課税額 169,000円以上 301,000円未満		48,800円	48,000円
第7階層	所得割課税額 301,000円以上 397,000円未満		60,000円	59,100円
第8階層	所得割課税額 397,000円以上		78,000円	76,800円

備考

- 1 この表において「生活保護世帯等」とは、生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者又は児童福祉法第6条の4に規定する里親が属する世帯（単給世帯含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯をいい、「ひとり親世帯等」とは、次の各号のいずれかに該当する場合における世帯をいう。
 - (1) 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）による配偶者のない者で現に児童を扶養している者の属する世帯
 - (2) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者（障害者又は障害児であつて、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第19条第3項に規定する特定施設その他これに類する施設に入所又は入院していないもの（以下「在宅障害児」という。）に限る。）が属する世帯
 - (3) 厚生労働大臣の定めるところにより療育手帳の交付を受けている者（在宅障害児に限る。）の属する世帯
 - (4) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者（在宅障害児に限る。）の属する世帯
 - (5) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）の規定により特別児童扶養手当の支給を受けている者（在宅障害児に限る。）の属する世帯
 - (6) 国民年金法（昭和34年法律第141号）に定める国民年金の障害基礎年金等を受けている者（在宅障害児に限る。）の属する世帯
 - (7) 生活保護法に定める要保護者に準ずる程度に、困窮していると町長が認める者の属する世帯
- 2 満3歳に到達した日の属する年度中の利用者負担額は、満3歳未満保育認定子どもの額を適用する。
- 3 この表において、第2階層－1、第3階層－1又は第4階層－1のひとり親世帯等に該当する世帯においては、子どもが2人以上いるときは、最年長の子どもから順に2人目以降は0円とする。
- 4 小学校就学前の範囲において、特定教育・保育施設等を同時に利用する最年長の子どもから順に算定し、2人目は上記の表に定める金額の半額とし、3人目以降については0円とする。ただし、第2階層－2、第3階層－2又は第4階層－2のひとり親世帯等以外の世帯のうちで市町村民税所得割課税額が57,700円未満の適用を受ける世帯にあつては、保護者と生計が同一の子若しくは孫等又は保護者が監護し生計が同一のこどもについては算定対象となる年齢及び同時入所の制限をもうけず、最年長者から順に算定するものとする。